

# 令和7年度 中央市職員(社会福祉士:社会人枠)

## 採用試験案内

中央市 総務部 総務課 人事担当  
〒409-3892  
中央市臼井阿原301番地1  
電話 055-274-8511(直通)

中央市職員採用試験(令和8年4月1日採用)を次のとおり行います。

### 1. 試験日時及び場所

区分	日 時	場 所
第1次試験	<b>令和8年2月1日(日)</b> 受付時間：午前8時30分～午前8時55分 試験開始時間：午前9時00分 試験終了予定時間：午後0時30分頃	中央市役所 本館 中央市臼井阿原301番地1
第2次試験	<b>令和8年2月17日(火)</b>	

### 2. 職種、試験区分、採用予定人員及び職務内容

職 種	試験区分	採用予定人 員	職務内 容
社会福祉士	F	若干名	市に勤務し、生活保護やこども家庭福祉に関するケースワーク業務、障がい者福祉・高齢者福祉制度等に関する業務、福祉施策の企画・立案など、主に福祉行政に関する専門的な業務及び一般行政事務に従事します。

### 3. 受験資格

#### (1) 年齢要件、学力要件等

職種ごとの要件は以下のとおりです。

職種	受験資格
社会福祉士	昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者及び令和3年2月1日から令和8年1月31日までの間に、同一団体等で社会福祉士として継続して2年以上勤務した経験がある者

※業務に従事した期間は、同一の団体等で週当たり30時間以上(休憩時間及び時間外労働時間を除く。)の勤務を2年以上継続した期間が該当します。なお、休業期間(育児休業、介護休業等)は従事機関に含めることはできません。

#### (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 中央市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4. 試験方法

#### 第1次試験

区分	試験科目	方法	内容
社会福祉	職務能力試験	択一式 60分	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な筆記試験を行います。
	職務適応性検査	20分	職務・職場への適応性を性格傾向の面から検査を行います。
	人物試験	集団面接 60分程度	人物及び専門知識について集団面接による試験を行います。

#### 第2次試験(最終試験)

区分	試験科目	方法	内容
社会福祉	人物試験	個別面接 20分程度	人物について、個別面接による試験を行います。

## 5. 受験申込受付期間及び申込手続方法

受付期間	<p><b>令和8年1月15日(木)から1月29日(木)午後5時まで</b></p> <p>上記期間中は、24時間受け付けますが、最終日の1月29日(木)は午後5時までに正常に受信したものに限り受け付けますのでご注意ください。</p>
受験申込 (提出物)	<ol style="list-style-type: none"><li>中央市ホームページの職員採用情報にアクセスし、「職員採用試験申込書(エクセルファイル)」「面接カード」をダウンロードしてください。</li><li>「職員採用試験申込書」「面接カード」に必要事項を記入し、中央市総務課人事担当あてにメールで送信してください。</li></ol> <p>送信先アドレス:<a href="mailto:lg-chuo-jinji@city.yamanashi-chuo.lg.jp">lg-chuo-jinji@city.yamanashi-chuo.lg.jp</a></p> <p>※「件名」に、「中央市社会福祉士採用試験(氏名〇〇)」と入力してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>内容を確認後、電話で受信確認の連絡をします。「職員採用試験申込書」の連絡先には携帯電話などの常時連絡の取れる番号をお書きください。都合の悪い曜日・時間帯がある場合は、その旨メールでお知らせください。</li></ol>
受験票の交付	<p>受験票は郵送しませんので、次の方法により作成し、試験当日に持参してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>受験票は申し込み確認後、「職員採用試験申込書」を送っていただいたアドレスに送信します。<u>この受験票をご自身で印刷してください。</u></li><li>受験票をはがき大に切り、<b>申込前6か月以内に撮影した写真</b>(タテ6cm×ヨコ5cm、上半身(胸から上)、脱帽、正面向きのもの)を貼り、試験当日に持参してください。</li></ol> <p><b>受験票に写真を貼っていない場合は、受験することができません</b></p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>受験申込方法は、メールでの申込のみです。<u>窓口や郵送での申込書の配布および受付は行いません。</u></li><li>申込は、受付期間中に正常に受信したものに限り受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害などが発生した場合には、受け付けできませんが、この場合のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、十分注意してください。</li><li>受験票の印刷について、プリンターが自宅に無い場合についての個別対応は行いません。</li></ul>

## 6. 合格発表

- (1) 第1次試験合格者は、市の掲示板及びホームページに掲示するとともに合格者本人にメールおよび文書で通知します。  
発表期日は試験日当日にお知らせします。(2月上旬)
- (2) 第2次試験合格者は、市の掲示板及びホームページに掲示するとともに合格者本人にメールおよび文書で通知します。  
発表期日は試験日当日にお知らせします。

## 7. 試験結果の本人提供

採用試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、受検者本人の求めにより提供することができます。なお、電話、郵送等による提供依頼はできませんので、受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、学生証等)を持参の上、受験者本人が直接提供場所へおいでください。

試験	提供依頼できる者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	不合格者	自身の総合得点及び順位	各試験の合格発表日から10日以内	中央市役所 総務部総務課
第2次試験	受験者			

※ 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日及び祝祭日を除く。)

## 8. 合格から採用まで

第2次試験の合格者は、採用候補者名簿に登載され、市長において採用が決定されます。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年です。

また、採用候補者に犯罪や虚偽申告などの問題行動が確認された場合や大規模災害等により市に大きな被害が出て採用者の受け入れが困難となった場合などは、採用候補者名簿に登載されても採用が取り消される場合があります。

## 9. 注意事項

- (1) 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できません。ただし、公共交通機関の不通、遅れによる遅刻の場合は受験を認める場合がありますが、試験時間の延長措置は行いません。
- (2) 受験票は必ず写真を貼って第1次試験当日に持参してください。受験票を忘れた場合や受験票に写真のない場合は、受験できません。
- (3) 試験当日は、受験票、鉛筆(HB)、消しゴム、鉛筆削り及び時計(時計機能だけのものに限る)を持参してください。また、消しゴムも砂消しなど紙を破損するおそれのあるものは使用できません。
- (4) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等電子機器類については、試験中の使用については、時計代わりの使用も含め一切認めません。